

各 位

動物愛護法 2 条、第 3 7 条 1 項の解釈について

二本松アニマルポリス
〒 960-8066 福島市矢剣町 1 1 - 3
024-563-7650 (tel fax)

37条1項・・・犬または猫の所有者は、これらの動物がみだりに繁殖してこれに適性な飼養を受ける機会を与えることが困難となるようなおそれがあると認める場合には、その生殖を防止する
(ア)

ため、生殖を不能にする手術その他の措置をするように努めなければならない。

(イ)

(ア) について

『おそれがあると認める』かどうかについては、飼い主が権利意識だけを先走りさせて、身勝手な主観的解釈をしてはいけない。《飼い主の主観ではなく、客観的事実に基づいて、公益性を考えたうえで判断したもの》を基準とする。客観的事実は、

- 1、行政処分だけでも年間 40 万匹 (14 年度)。ノラとして死ぬ数は計り知れない。
- 2、年 2 回、1 匹が 5 匹ずつ産むとして、1 年後には 1 匹が 72 匹に増え、さらに 1 年後には 5112 匹に。この頭数に比例させて飼える世帯数を増やせるはずがない。現に猫の処分数は福島県だけでも 10 年前より 1000 匹も増加しており、大変深刻な状況下にある。犬は猫より多産であるから、繁殖した場合、犬のほうが猫よりも深刻な状況となる。
- 3、処分・遺棄を減らすことは、公金の無駄遣いを減らすことになる。
- 4、処分・犬の捕獲に携わっている職員らが多大なる精神的苦痛を受けていることを考えると、去勢避妊を怠ることは、これらの人々の基本的人権の侵害にも繋がる。
- 5、国をあげて遺棄・処分を減らすことは、国民の情操教育に繋がり、国益に繋がる。

(イ) について

『努めなければならない』は、一般に努力義務であると解されていますが、努力義務とは、『努力をしなければならない』のであって、努力しなくてもよいということではない。努力しなくてもよいなら法制化されるはずがない。法は社会的背景を考えて制定され

るものだから。

そ の 他

憲法規範からしても、国民は、公共の利益に寄与しなければいけない。動物の飼い主は、飼う以上、飼い主の感性だけをよりどころに判断するのではなく、客観的事実（上の1～5）を視野に入れ、国益を考えたとえで飼わなくてはならない。とみに、権利意識だけを先走りさせて、勝手な解釈をするようなことがあってはならない。

【所有者の定義】

どのような状態をもって所有者と定義づけるのか、その基準は、全く曖昧不明確である。少なくとも、適性飼育をしない飼い主には、動物の所有権はない。悪い飼い方を行っているが「飼い主」と呼ばれている人たちに対しては、「貴方には所有権はない」と説明しなくてはならない。

第2条…動物が命あるものであることに鑑み、何人も、動物をみだりに殺し、傷つけ、又は苦し

めることのないようにするのみでなく、人と動物との共生に配慮しつつ、その習性を考慮して適

(ア) (イ)

性に取り扱うようにしなければならない。

(ア)について

『苦しめることのないように』とは、肉体的・精神的苦痛を与えてはいけないことを意味し、27条とも重複するが、具体的には、適切な給餌給水を怠ってはならず、雨の日を除き散歩は毎日させ、フィラリア予防、駆虫、ノミ取りは必須であり、病気予防のワクチンも積極的に行わねばならないことを意味する。

去勢避妊手術は、単に不幸な命を増やさないばかりでなく、発情期に動物が感じるストレスをなくす効果もある。発情があるにも拘わらず、去勢避妊手術を受けさせない飼い主は、動物にストレスを感じさせるという意味で、結果として、動物を苦しめていることになる。

(イ)について

『人と動物との共生に配慮』については、行政処分だけでも年間40万匹がなされているという事実からして、現状は、共生の状態にあるというよりはむしろ、人間の身勝手さが顕著になっている。共生に配慮するのであれば、明るい部分にだけ目を向けるべきではなく、暗い現実こそ正面から向き合って取り組まなくてはならない。

そ の 他

「動物の処分数を見れば、その国の国民レベルが解る」と言われている。

カルトな愛護団体は、産ませる飼い主を擁護しながら、処分・遺棄を減らそうとしており、全く非現実的な主張を行っている。社会活動は、理想を追い求めながらも、現実には即したものでなければ、単なる理想論に始終してしまい、解決を図ることなど到底できない。

以 上